

人の動き (10月末日現在)

人口	39,344人 (-33)
男	18,423人 (-12)
女	20,921人 (-21)
世帯	15,685世帯 (-3)
出生	21人 (-1)
死亡	40人 (+7)

※外国人を含めた数値。()は前月比。

市内の交通事故状況 (10月末日現在)

	10月	累計	前年比
発生	9件	137件	-6件
死者	0人	2人	-1人
傷者	12人	174人	-19人

市内の街頭犯罪等発生状況 (10月末日現在)

	10月	累計	前年比
侵入盗	9件	34件	+3件
自動車盗	0件	2件	-2件
オートバイ盗	1件	12件	-3件
自転車盗	5件	28件	-19件
車上ねらい	2件	12件	-19件

水道の休日当直番業者

月	日	指定工事業者	電話
12	3(土)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	4(日)	(有)栄電機設備	中山 967-1318
	10(土)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	11(日)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	17(土)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	18(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	23(金)	未来設備	尾 崎 983-5282
	24(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	25(日)	(有)升田金物店	出 淵 967-0067
	29(木)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	30(金)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	31(土)	友澤設備	大 平 982-1381
1	1(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	2(月)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	3(火)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。
 ※業者への依頼は、8:00~17:00。

市税の納期 (12月)

	納期限	口座引落日
国民健康保険税 普通徴収 (第6期)	12月26日(月)	12月26日(月)

歯科衛生士免許を有する方

臨時職員募集のお知らせ

市では、次の職種について臨時職員を募集します。

- 職種・人数 歯科衛生士 1人
- 勤務場所 中山歯科診療所
- 賃金 8120円(日額)
- 応募要件など
 - 歯科衛生士免許を有する方
 - 普通自動車運転免許を有する方
- 勤務時間
 - 8時30分~17時15分(早出)
 - 9時30分~18時15分(遅出)

総務課(内線560・561)

- 休日 土・日曜日、祝日
- ※勤務時間や休日については変更する場合があります。
- 応募方法
 - 市販の履歴書に必要事項を記入し、持参または郵送してください。
 - ※歯科衛生士免許証の写しを添付してください。
- 締め切り 12月20日(火)
- ※募集人数に達しない場合は、随時受け付けを行います。
- 申し込み 総務課人事担当

東日本大震災の義援金が支払われます

旅行や出張などで宮城県にいた伊予市の住民が、東日本大震災によって死亡、または行方不明に

なった場合、遺族に宮城県内の市町村から義援金が支払われます。詳しくは、お問い合わせください。

福祉課(内線526)

校区外通学の募集期間は12月14日まで

平成24年度「翠小学校」校区外通学募集
 広報いよし10月号でお知らせした「翠小学校校区外通学の募集」の募集締切日は、12月14日(水)です。希望者は期限までの提出をお願いします。

いしします。
 ※応募資格や申請方法など詳しくは、広報いよし10月号9ページをご覧ください。

学校教育課(内線726)

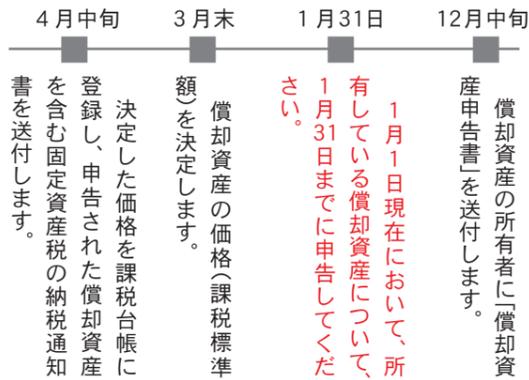
1月31日までに償却資産の申告を!

法人事業者、個人事業者の皆さんへ

法人や個人で、工場・商店などを経営している方や、アパート・駐車場を貸し付けている方が、事業用に使っている構築物・機械・備品などを償却資産といい、固定資産税が課税されます。償却資産を所有している方は、1月1日現在における償却資産について、1月31日(火)までに申告する必要があります。

税務課(内線532・534)

■申告から課税までの流れ



■償却資産の種類

構築物	広告塔、路面(駐車場)舗装、フェンス、門など
機械、装置	加工機械、製造機械、クレーン等建設機械など
船舶	漁船、貨物船、ボートなど
車両、運搬具	大型特殊自動車(フォークリフト・シャベルローダー)など
工具、器具、備品	パソコンなどの事務機器類、陳列ケース、医療機器、測定工具、自動販売機、エアコンなど

※車両、運搬具で、自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く。

※青色申告を提出する個人や法人が、中山・双海地区の区域内において、製造などの事業の用に供する設備を新設、または増設したときは、固定資産税(土地・家屋・償却資産)の課税免除が適用となる場合があります。詳しくは税務課固定資産税担当までお問い合わせください。

倒産、解雇、雇止めなどによって離職した方へ

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

税務課(内線533)

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇止めなどによって離職(特定理由離職者)した方の国民健康保険税が申告により軽減されます。
■対象者 平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の方(離職日の時点で、
 ①雇用保険の特定受給資格者 (例:倒産・解雇など)
 ②雇用保険の特定理由離職者 (例:雇止めなど)
 として求職者給付(基本手当など)の受給資格を持っている方
 ※雇用保険受給資格者証の離職理由が、11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方。
 ※高齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

30日の間に離職した方は、平成22年度分のみ軽減の対象。
 ※雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受ける期間とは異なります。
 ※申告が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険(会社の健康保険など)に加入するなど、国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

※軽減対象期間内に再離職し、国民健康保険に加入したときは、残っている対象期間について国民健康保険税の軽減を受けられる場合があります。

軽減を受けるには

申告が必要です。

- 申告に必要なもの
 - 雇用保険受給資格者証
 - 印鑑(認印)
 - 国民健康保険被保険者証

相続、または贈与などに係る生命(損害)保険契約等に基づく年金
市・県民税などの特別還付金支給のお知らせ
 税務課(内線510)

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分は、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決を受け、相続などに係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いが変更になりました。

所得税、市・県民税の還付を受けられる場合がありますので、対象となる方は手続きを行ってください。

所得税の還付に関する手続き

平成18〜22年分の各年分について、納めすぎとなっている所得税の還付手続きを受け付けています。平成12〜17年分の各年分についても、納めすぎになっている所得税に相当する額を、特別還付金として支給する制度ができましたので、手続きを行ってください。

※特別還付金の請求期間は、平成24年6月29日(金)までです。

■申請窓口・問い合わせ 松山税務署(☎94119121)

市・県民税の還付に関する手続き

平成18〜22年分の各年分については、所得税の還付手続きを税務署で行った方のみ、市・県民税の還付手続きを行う必要はありません。平成12〜17年分の各年分については、納めすぎとなっている市・県民税に相当する額を、特別還付金として支給しますので、手続きを行ってください。

■必要書類

○所得税の特別還付金の支給決定通知書(税務署から交付された書類)の写し

○特別還付金の額の計算明細書(税務署へ提出した書類)の写しなど

※税務署から所得税に係る特別還付金の支給決定を受けていない場合は、生命保険会社から通知された所得の変動が確認できる書類などが必要。

■申請期間 11月15日(火)〜平成24年11月14日(水)

■申請窓口・問い合わせ 税務課

調査員が各事業所に伺います
経済センサス・活動調査を実施します
 まちづくり創造課(内線667)

平成24年経済センサス・活動調査は、国の産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な統計調査です。

市内各事業者などへ、調査員が平成24年1月末日までに調査票を

配布し、2月1日以降に回収に伺いますので、必要事項を記入して提出してください。

ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

12月1日(木)〜31日(土)
市町村税・県税一斉滞納整理強化月間

愛媛県・県内全市町・愛媛地方税滞納整理機構は、12月を「市町村税・県税一斉滞納整理強化月間」として、地方税の滞納を一掃するため、預金・給与・売掛金・自動車などの差し押さえをはじめとした滞納整理に一斉に取り組みます。

※愛媛地方税滞納整理機構では、不動産公売やインターネット公売を随時実施しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

■伊予市の取り組み

平成23年度の滞納処分状況(10月31日現在)

預貯金	生命保険
32件	18件

■問い合わせ

○伊予市税務課収納担当(内線548)
 ○愛媛地方税滞納整理機構 ☎913-5800
 ホームページ(<http://www.ehime-kikou.jp/>)

地方税の滞納を許しません!!

平成23・24年度に市が発注する建設工事や物品購入などの競争入札
競争入札参加資格審査申請を追加受付します
 財務課(内線506・509)

平成23・24年度に市が発注する建設工事、業務委託、コンサルタント、物品購入の入札参加資格審査申請の追加受付を実施しています。建設工事、物品購入などの競争入札(見積もり)の参加資格登録を希望する方は、必要書類を添えて期限内に申請を行ってください。

※すでに平成23・24年度分の競争入札参加資格審査申請書を提出済み

の方は再申請の必要はありません。

■受付期限 12月22日(木)
 ■有効期間 平成24年1月4日(水)〜平成25年3月31日(日)
 ■提出書類 申請書、登記簿謄本、納税証明書ほか
 ※詳しくはホームページ、または電話でご確認ください。

■提出先 直接持参、または郵送で財務課へ提出してください。

「意見をお寄せください」
意見公募手続制度による意見を求めます
 都市整備課(内線595)

市では、伊予市意見公募手続条例に基づき、次のとおり皆さんの意見を募集します。

■政策等の名称

伊予市営住宅管理条例の一部改正(案)

■閲覧場所

○市役所1階ロビー
 ○各地域事務所
 ○伊予市ホームページ

■閲覧期間・意見の提出期間

12月7日(水)〜26日(月)

■意見の提出方法

意見提案書(所定の様式)に必要事項を記入し、直接持参、郵送、ファックス、Eメールのいずれかで提出してください。

■提出先

都市整備課
 (☎98211234、Eメール toshisehi@city.iyo.lg.jp)

緊急速報「エリアメール」
 の配信を開始します

市では12月20日(火)から、災害時の緊急情報を一斉送信するエリアメールの配信を開始します。

エリアメールは、避難勧告、避難指示、避難所情報などの緊急性の高い災害関係情報を携帯電話に一斉送信するサービスです。市が配信元となり、緊急情報配信時に伊予市内にいるドコモの携帯電話(一部非対応機種を除く)を持つ全ての人を受信可能です。メールアドレスの登録は不要で、通信料や使用料は発生しません。

今後は「いよし安全・安心メール」とともに緊急時の情報伝達手段として活用していきます。

※対応機種や受信設定の方法など、詳しくはNTTドコモの窓口、またはホームページでご確認ください。
 (<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/>)

■問い合わせ 防災安全課(内線564)

12月議会
 傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

12月市議会定例会の日程

月	日	内	容
11	29(火)	本会議	①決算審査特別委員長報告(質疑・討論・表決) ②議案上程、提案理由の説明
	5(月)	"	議案質疑、委員会付託
	8(木)	"	一般質問
	9(金)	"	"
12	12(月)	委員会	各常任委員会(産業建設委員会)
	13(火)	"	" (民生文教委員会)
	14(水)	"	" (総務委員会)
	21(水)	本会議	①委員長報告(質疑・討論・表決) ②その他 (閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)

伊予市特別職報酬等審議会委員
市民委員を募集します

総務課(内線560)

市議会議員の報酬や市長、副市長などの給料の額について審議するため、市民委員を次のとおり募集します。

■審議会等の名称

伊予市特別職報酬等審議会

■募集委員

公募による市民2人以内

■任期

委嘱の日から審議が終了するまで

■審議会の開催

1月下旬から2月中旬(2回程度、平日、昼間)

■報酬

市の規定による報酬(日額)を支給

■応募資格

○平日の昼間に開催する会議出席できる方

○応募時に満20歳以上で、1年以上市内に在住し、任期中に転出する予定がない方

○本市の他の審議会などの委員に

選任されていない方

○行政機関の職員、または市議会議員でない方

■選考方法

応募申込書による審査(面接による審査をする場合もあります)

■応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入し、直接持参、郵送、ファックス、またはEメールで提出してください。

※応募申込書は、伊予市ホームページからダウンロードしていただくか、総務課でお受け取りください。

※応募書類は返却しません。審査結果は全員に通知します。

■応募期限 12月20日(火)必着

■提出先・問い合わせ

総務課(☎983-3681、E

メール sounu@city.iyo.lg.jp)

農業委員会委員選挙人名簿、農業者年金

農業委員会からのお知らせ

農業委員会事務局(内線577)

農業委員会委員選挙人名簿

登録申請書を提出してください

次の要件に該当する方からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断した後、選挙管理委員会が調製します。

■登録の要件

- ①伊予市に住所を有する方
- ②20歳以上の方(平成4年4月1日以前に生まれた方)
- ③10アール以上の農地で耕作の業務を営む方
- ④③の耕作を営む方の同居親族、または配偶者で、年間60日以上耕作に従事している方

※農地を10アール以上所有しているも、貸付などで、実際に10アール以上の耕作面積がない場合は非該当

■提出期限

平成24年1月10日(火)

■申請書の配布方法

○現在、名簿に登録されている方 申請書を郵送します。(12月上旬)

○現在、名簿に登録されていない方 各地区の農業委員、または農業委員会事務局にご連絡ください。

農業者年金へ加入しませんか?

■対象者

60歳未満の国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者(農地を持たない農業者や家族従事者も可)

■保険料

月額2万円〜6万7千円。千円単位で設定自由で変更も可能。(認定農業者などの要件を満たしている場合国庫補助あり)

■農業者年金の特徴

○支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象。(通常の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円) ○積立方式で安心した財政運営を行います。

○80歳まで保証付きの終身年金制度です。もし、加入者・受給者が80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取るはずであった年金の現在価値に相当する額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

国民年金は国民すべてが加入します

国民年金は世代と世代の助け合い制度です

健康保険課(内線547)



国民年金制度は、国民すべてが加入し、若い世代が年金を受給する世代を支える仕組みになっています。

国民年金の給付には、年を取ったときの生活の支えとなる「老齢基礎年金(※1)」があります。このほかにも、万一のけがや病気などが原因で障害者になったときに支払われる「障害基礎年金(※2)」や、死亡したときに支払われる「遺族基礎年金(※3)」などがあります。

ただし、保険料を納め忘れると給付額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。保険料は、納付期限から2年を過ぎると、後で納めたくても納めることができなくなります。

※1 老齢基礎年金：原則として、保険料を納めた期間と免除された期間などをあわせて25年以上ある方が、65歳に達したときに請求することで受給できます。なお、納めた保険料によって受け取る年金額が変わります。

※2 障害基礎年金：原則として、国民年金加入中、または65歳未満で基礎年金を受け取っていない間に初診日がある病気やけがで、障害者になったときに支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

※3 遺族基礎年金：国民年金に加入している方、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、生計を維持されていた18歳未満の子のある妻、または子に支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

■問い合わせ

松山西年金事務所(☎925-5105)、または健康保険課

伊予市消費者相談窓口からのお知らせ

つながって 支えあって 消費者力

慌ただしい年末こそ、油断大敵!

忘れたころにやってくるのが「振り込め詐欺」。まさか自分がだまされているとは気付かなかったと被害者は言います。
・金融機関、公的機関や警察をかたる
・身内を装って携帯電話の番号変更を知らせる
・親切に見せかけてカードを預けさせる
など、手口は巧妙に進化しています。

過去の被害者が何度も狙われる二次被害も増えています。不審な電話には、毅然とした態度ではっきり断りましょう。

悪質商法・多重債務などで困った時は、まず相談!

産業経済課 消費者相談窓口
専用電話 ☎982-1289

月・水・金曜日は専門の相談員が対応します。

い~よ!いよしの

食育物語



野菜をしっかりと食べていますか?

野菜には、ミネラル・ビタミン類・植物繊維など多くの栄養が含まれています。

《野菜の効用》

- ・生活習慣病を防ぐ
- ・イライラを抑える
- ・血液をサラサラにする
- ・おなかの中をそうじして調子をよくする
- ・骨や歯を丈夫にする

野菜の目標摂取量は… 1日350g以上!!



さいま 左伯 博士

350gの目安は…
・生野菜なら両手の平に山盛り3杯
・加熱野菜なら片手の平に山盛り3杯

食育に関するお問い合わせは

伊予市保健センター ☎983-4052

年末特別警戒を実施！

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

伊予消防署 ☎ 982-10657

伊予市消防団では、12月25日(日)～30日(金)の6日間、年末の特別警戒を実施します。期間中は、地域の消防団員が、夜間に消防車で管轄区域内を巡回するなど、火災の警戒にあたります。

火災原因1位は放火！！

「放火」や「放火の疑い」による火災は、昭和60年以降連続して全国の出火原因のトップを占めています。傾向としては、冬から春先にかけての夜間から明け方の間に多く発生しています。放火予防のため次の点に注意し、放火されない環境を作るよう心がけましょう。



■地域における放火防止対策
 ・防火講話会や防災訓練などに参加して、地域のつながりを深め、町内会、自主防災組織、事業所などで放火されにくい環境づくりについて話し合います。

■その他の放火防止対策
 ・ゴミは指定された日時、場所以外には出さず、夜間のゴミ捨て場に新聞や雑誌などを放置しない。

■車両に対する放火防止対策
 ・路上などに車や二輪車などを放置せず、ボディーカーバーは防災製品を使用する。
 ・車の施錠確認をする。

■建物に対する放火防止対策
 ・照明器具を取り付けて暗がりになくす。
 ・建物周辺に燃えやすいものを置かない。
 ・倉庫、物置、車庫などの人気のないところは施錠などを行う。

「火災時と訓練時」サイレンの鳴り方の違い

消防知識



火災時と訓練時はサイレンの鳴り方が違います。消防信号の種類や消防サイレンの吹鳴方法は、消防法で定められており、火災などが発生した場合に消防機関が速やかに出動できるようにしています。

信号種別	吹鳴パターン		
演習招集	○————○	○…………○	2回繰り返す
	15秒吹鳴	6秒休止	
建物火災	○————○	○…………○	5回繰り返す
	5秒吹鳴	6秒休止	
山林火災	○————○	○…………○	5回繰り返す
	10秒吹鳴	2秒休止	
鎮火	○————○		1回で終了
	60秒吹鳴		
津波警報	○————○	○…………○	6回繰り返す
	3秒吹鳴	2秒休止	

※演習招集サイレンは、毎月1日や訓練を行う日、出初式の日などに吹鳴します。



双海地区総合防災訓練での初期消火訓練【10月30日】

■伊予市管内の火災と救急出場件数(10月末日現在)

種別	10月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災件数	1	0	0	9	1	2
	1					
				12		
救急出場件数	112	15	18	1,177	162	205
	145					
				1,544		

火災・救急 → 119

☎ **火災救急病院 案内 982-5959**